

# 多様化する 悪質商法に 気を付けて

5月は消費者月間です。今年は「みんなで築こう身近な安全・安心」がテーマ。社会が変化するにつれ、消費者問題も多様化し複雑になっていきます。消費生活センターを上手に活用し、被害を防ぎましょう。

問い合わせは同センター ☎2300-1755へ。

近年、悪質な業者による勧誘や契約など、消費者が巻き込まれるトラブルが増加。消費生活センターでは、消費者が安心して生活を送れるよう、次の事業や活動を行っています。

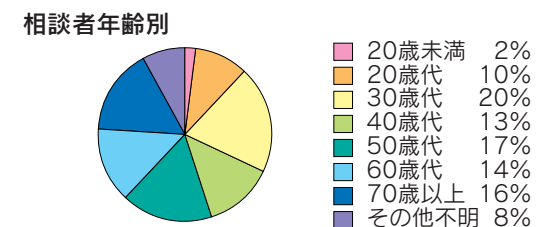
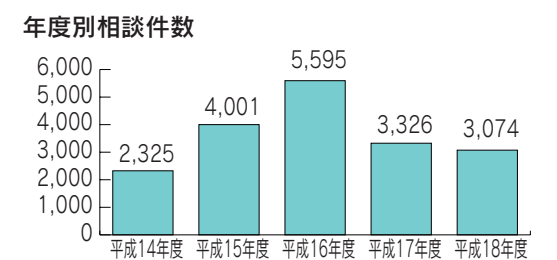
● **相談や講座などさまざまな事業**  
悪質商法による被害や、商品の購入、サービスの利用に伴って事業者との間に生じたトラブルや疑問など

● **出前講座**  
消費生活啓発員や職員が、地域や学校に出向き、悪質商法から身を守るための知識を寸劇などで、分かりやすく説明します。

● **消費者講座**  
消費者問題の専門家を講師に招き、分かりやすく講義をします。

● **くらしのセミナー**  
生活に役立つ知識を学ぶセミナーを3回連続で年2回開催。日程はその都度、本紙などでお知らせします。

● **相談内容は多様化、複雑化**  
平成18年度に消費生活センターに寄せられた相談は3,074件で、



順位	商品・役務	件数
1	電話情報サービス	718
2	商品一般、架空請求など	651
3	フリーローン、サラ金	352
4	資格取得用教材	201
5	エステサービス、排水管清掃	101
6	消火器、浄水器	97
7	賃貸アパート・借家、レンタルリース	89
8	ソーラーシステム、床下換気扇	78
9	広告、結婚相手紹介料、チラシ配り	78
10	温熱治療器、磁気治療器、化粧品	65



怪しいと思ったらすぐに確認して

## 典型的な事例

● **点検商法**  
点検するといつて家の上がり込み、「床下の土台が腐っている」「布団にダニがいる」「白アリの被害がある」などと不安をおおって新品や別の商品・サービスを契約させるものです。中には同じ家に何度も来訪し、次々と販売をし、合計金額が何百万円にも及ぶことがあります。

● **SF商法**  
ビルや、臨時に設営された会場に人を集め、閉め切った会場で日用品や食料品、台所商品を「欲しい人」などと手を上げさせながら無料で配り、熱狂的な雰囲気になり、競争意識をおおって冷静な判断力をなくさせたところで、買わなくては損といったような催眠状態を作り出して、最後に高額な商品を契約させるものです。

● **マルチ商法**  
若者（学生）や主婦、高齢者が勧誘の対象になることが多く、販売組織の加入者が消費者に商品を購入させて、その販売組織に加入させることで、マージンを得る仕組みの商法。勧誘時の「もうかる」という話と違って思うように売れず、多額の借金と商品の在庫を抱えることになり、他人を勧誘することで、加害者になる危険性もあります。

● **融資保証金詐欺**  
ダイレクトメールやファクスなどで「低金利・保証人不要等」の融資を持ちかけます。申し込むと、実際は融資をしないにもかかわらず、保証金や審査料、ブラックリストからの削除料などを次々と要求してくるものです。

● **トラブルを避けるため**  
契約は口頭で（電話でも）成立し

● **クーリング・オフ**  
訪問販売などの特定の取引についていったん契約しても、一定期間は

## 消火器や火災警報器の設置 訪問販売には一段と注意を

訪問販売では勧誘に先立ち、業者名と訪問の目的を最初に告げることが法律で義務付けられています。また、契約が成立したら、業者は速やかに契約書面を交付しなければならず、消費者は書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフができます。事例の場合は残金の支払いをする前に、必ず、業者の連絡先が入っている契約書面をもらいましょう。

なお、住宅用火災警報器については、昨年6月から新築住宅に設置が義務付けられ、既存住宅も平成20年6月から義務化されます。しかし、消火器と同様に消防関係者が販売することはありませんので、注意してください。

消費者の  
豆知識